

## 顔認証ゲート等利用時における 出入国在留管理庁からのお知らせ

帰国後の転入届等の各種手続においては、スタンプ（証印）の提示が求められますので、御希望の方は、顔認証ゲート等通過後、同ゲート後方に待機する職員又は各審査場事務室の職員に旅券へのスタンプ（証印）をお申し付けください。詳しくは、QRコードを読み取っていただき、サイトをご覧ください。



[https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07\\_00168.ht](https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00168.ht)

